

氷見市認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業のご案内

事業内容

この事業は、認知症の方が日常生活における偶然の事故により、他人を傷つけたり、他人の物を壊したり、国内で電車等を止めたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて、氷見市が保険の契約者となり、認知症の方が補償を受けられる事業です。

保険加入の対象になる方

下記の①～④を全て満たす方が対象になります。

- ①氷見市に住所があり、かつ現に氷見市に居住している。
- ②「高齢者等見守り・SOSネットワーク」に登録している。
(保険事業のみの加入は出来ません)
- ③医師に認知症と診断されている。(診断書の提出は不要です)
- ④在宅で生活している。(※)

※ 登録中の方が施設入所中、病院に入院中に起きた事故については対象になりません。



補償内容・補償の対象となる事故

日常生活における偶然の事故により、「他人の持ち物を壊してしまった」「誤って他人に怪我をさせてしまった」「誤って線路に入り電車を止めてしまった」など、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、1事故あたり最大1億円を限度に補償します。

また被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行います。但し、損害賠償金額が明らかに1億円を超える場合は保険会社が示談交渉を行うことは出来ません。

保険料

自己負担はありません。氷見市が全額負担します。

申込み

対象になる方もしくは対象になる方を介護しているご家族の方(同居・別居は問いません)が、氷見市地域包括支援センターまでお申込み下さい。ケアマネジャーを通じてお申込みいただくことも可能です。

保険期間は、加入決定日から翌年3月31日 24時までとなります。1年に1度更新申請が必要になります。



【問い合わせ】

氷見市地域包括支援センター
〒935-8686 氷見市鞍川1060
(福祉介護課内)
TEL 0766-74-8067